

令和4年度

埼玉県立熊谷女子高等学校 生徒募集要項

<第1 募集人員及び出願資格等>

1 募集人員

全日制課程 普通科

募集人員 女子 320名（転編入学枠2名を含む）

2 出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、隣接県の隣接学区から出願する場合は、「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」及び「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和4年度細部協定書」により出願資格を有する者とする。

- (1) 令和4年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住している者

<第2 一般募集>

1 出願資格

第1の「2 出願資格」に該当する者

2 出願手続

(1) 出願書類（志願者が提出するもの）

ア 入学願書、受検票

イ 入学選考手数料

(ア) 入学選考手数料として、「入学願書」の所定の位置に**埼玉県収入証紙（2,200円分）**を貼って、消印しないで提出する。

(イ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

(2) 出願書類の提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参、志願者が郵送・持参によって提出することもできる。

	郵送する場合	持参する場合	
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。なお、受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。中学校ごとにまとめて郵送・持参する場合は、「送付票」を同封すること。		
提出期間 及び 受付時間	令和4年2月10日（木）を 配達指定日とする。	中学校がまとめて持参 令和4年2月10日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30 分まで	志願者本人による持参 令和4年2月14日（月） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30 分まで 2月15日（火） 午前9時から正午まで
提出先	本 校		
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きする。 この他に定められた提出書類がある場合は同時に提出する。	事務室窓口を持参する。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出する。	
受検票の 交付	本校校長は、「受検票」を2月15日（火）午前11時までに投函する。		

- (3) 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（出身中学校長が提出するもの）
 出身中学校長は、第3学年に在籍する者についての「学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表」を本校校長及び埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長に提出する。
 郵送による提出の場合は、「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、令和4年2月10日（木）を配達指定日とする。封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きする。
 持参による提出の場合は、令和4年2月14日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで、2月15日（火）午前9時から正午までに、直接持参する。郵送、持参の場合とも入学願書等に同封して提出することも可とする。

3 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

4 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。
 ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和4年2月17日（木）から2月18日（金）まで
 受付時間は、2月17日（木）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
 2月18日（金）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手續

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票を、先に出願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに持参により出願手續をとること。ただし、上記(1)の期間内に手續きを完了させること。

5 志願取消

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て「志願取消届」及び受検票を速やかに本校校長に提出する。

6 学力検査

志願者は、次の学力検査を受検しなければならない。

- (1) 日時 令和4年2月24日（木） 集合 午前8時35分（8時10分より受付）
 (2) 場所 本校
 (3) 日程

時 間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～ 12:35 (50分)	休 憩	13:30～ 14:20 (50分)	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般 諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

※ 数学及び英語の学力検査においては、「学校選択問題」を実施する。
 ※ 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

- (4) 携行品 受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、三角定規(直定規も可)、コンパス、弁当、上置き
 ※ 学力検査に必要なもの、公平性を損なうおそれのあるものを携行してはいけない。
 特に、分度器の機能を持つ折りたたみ式定規は使用できない。

7 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所・方法

	ウェブによる発表	掲示による発表
1 日時	令和4年3月4日（金）午前9時	令和4年3月4日（金）午前10時
2 場所	http://nr04.spec.ed.jp/	本校
3 方法	受検番号を発表する。本校校長は、選抜結果通知書を入学許可候補者に交付する。	

- (2) 入学許可候補者は、午前9時から正午、午後1時から午後3時の間に受検票を持参し、本校校長から必要書類を受け取る。
 (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」を出身中学校長を経て本校校長に提出する。

<第3 帰国生徒特別選抜による募集>

1 募集人員

8名とする。(募集人員の枠内に含まれる。)

2 出願資格

第1の「2 出願資格」を有する者でかつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者
- (2) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者。ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和4年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

- (1) 一般募集における出願手続に準じる。ただし、次のことに留意する。
ア「入学願書」、「受検票」とともに「海外在住状況説明書」を本校校長に提出すること。
イ「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受けること。
- (2) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜の「自己申告書」は提出することができない。

4 志願先変更

一般募集における志願先変更に準じる。ただし、次のことに留意する。

志願先変更期間については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」を添付すること。

5 学力検査

第2の「6 学力検査」による。ただし社会及び理科の2科目の学力検査は実施しない。

6 面接

令和4年2月24日(木)に、学力検査「社会」「理科」の時間帯で実施する。個人面接とする。

7 その他

不明な点があれば、本校に問い合わせること

<第4 追検査>

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、全ての学力検査を受検できなかった志願者は、令和4年3月7日(月)に実施する追検査を受検することができる。その際、出身中学校長は、速やかに(学力検査当日中に)本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」を2月25日(金)正午までに提出すること。本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」及び「追検査受検者個人カード」を交付する。志願者は、追検査当日に必要な事項を記入の上持参すること。
- (2) 追検査の形式、日程、配点等は、第2「6 学力検査」による。
- (3) 追検査入学許可候補者の発表

1	日時	令和4年3月9日(水)	午前9時
2	方法	電話による発表。「追検査受検者個人カード」に記載された電話番号に連絡する。	

<第5 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱い>

- (1) 次のア又はイに該当する場合は、学力検査を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者は、学力検査を受検することができる。
ア 保健所から、新型コロナウイルス感染症に関して健康観察や外出自粛を要請されている者
イ 検査当日に「健康状態チェックリスト」(実施要項参照)により、志願者自身が体調確認を行い、A欄で1項目以上、又は、B欄で2項目以上該当する者
検査当日に「健康状態チェックリスト」に該当する者がいた場合は、中学校長は速やかに本校校長へ学力検査を受検できない旨を連絡すること。この場合の追検査受検の手続きは「第4 追検査」による。
- (2) 一定の条件を満たす濃厚接触者が学力検査を受検する場合は、すみやかに本校校長に連絡するとともに、令和4年2月22日(火)までに「濃厚接触者による学力検査受検願」を提出すること。
- (3) 追検査当日に(1)のアに該当する者は、追検査を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者は、追検査を受検できる。

※ 詳細は「令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。